十四　昭和十九年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四一〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七五〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三七五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五六二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三七九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四三九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六五六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二三七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三二七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇二四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二九一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二一四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八〇七
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六〇四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二二六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八四一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七四七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七六

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二七六
昭和十九年四月二日以後に生まれた者	一・二七六

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二号中「平成二十一年度」の下に「、平成二十二年度及び平成二十三年度」を加え、同号に次のように加える。

平成二十年度	〇・〇一四
平成二十一年度	〇・〇〇〇

附則別表第三号を削る。

別表に次のように加える。

平成二十一年度	〇・〇〇〇

附　則

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条の規定による改正後の国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号）附則第三条の規定は、平成二十二年度以後の厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であって政令で定める率について適用する。